



個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報の取り扱いの基本方針

お申込みにあたり、ご提供いただいた個人情報の取り扱いについては、佐賀県との委託契約に係る「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、センターのプライバシーポリシーに基づき、適性に取り扱います。

2. 個人情報の利用目的について

ご提供いただいた個人情報は本事業のためにのみ利用いたします。

3. 個人情報の安全管理について

ご提供いただいた個人情報の漏えい、滅失、またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

4. 個人情報の第三者への開示について

個人情報保護法等の法令に定めのある場合を除き、ご提供いただいた個人情報を本人の同意を得ることなく、第三者に提供致しません。

5. 個人情報に関する開示・訂正・削除について

ご提示いただいた個人情報の開示、追加・訂正・削除等をご希望される場合は、下記のお問合せ窓口までご連絡ください。開示等の手続きの際には、本人確認をさせていただきますので、予めご了承ください。

「佐賀県ひとり親家庭等在宅就業促進事業」受託団体

特定非営利活動法人 ひとり親 ICT 就業支援センター 個人情報保護管理者



お申し込み先およびお問い合わせ先

「受講申込書」に必要事項を明記の上、郵送にてお申し込みください。※FAX 不可

申込書送付先

特定非営利活動法人 **ひとり親 ICT 就業支援センター**

〒840-0826 佐賀県佐賀市白山2丁目5番19号

お問い合わせ先

特定非営利活動法人 ひとり親 ICT 就業支援センター

0952-26-3900 平日（土日祝日は休み）
9時30分～15時00分

ホームページ

<http://www.ict-wsc.org/>

E-mail

ojtsupport@sagazaitaku.net

お気軽に
お問い合わせ
ください



平成30年度
受講者
募集

佐賀県ひとり親家庭等在宅就業推進事業

ひとり親のための 「在宅就業に向けたパソコン講座」



佐賀県子育て応援キャラクター
さがっぴい

あなたに合うお仕事がきっと見つかります

自宅で家事や子育てをしながらお仕事をしてみませんか
在宅就業は家庭と仕事の両立を図りやすい就業形態です

受講者募集要項

ひとり親家庭が安定した生活を得るため、一般就労が困難なひとり親家庭の親に対して、子育てと仕事の両立を図りやすいITを使った在宅就業や就労に役立つパソコン講座を開催します。訓練修了後、希望者は特定非営利活動法人ひとり親ICT就業支援センター（以下、「センター」という）にワーカー登録をしていただいた場合、同センターから発注される在宅就業等の仕事に従事して報酬を得る制度があります。

訓練期間

平成30年 **9月18日(火)** ～ **11月16日(金)** ※土日祝祭日は休講

訓練内容

午前：Office コース

9時15分～12時15分

Word/Excel（資格取得の為の試験対策も実施予定）
パソコン・インターネット基礎
ビジネスマナーなど

午後：Web コース

13時15分～16時15分

ホームページ制作（HTML/CSS・CMS）、画像編集
パソコン・インターネット基礎
ビジネスマナーなど

訓練会場

佐賀市白山2丁目5-19（センター研修室）

募集人数

各コース10名（両コースの受講可）

受講料

無料（テキスト無料配布）

その他

以下に係わる費用の一部助成を予定
・受講時の駐車場代
・受講時の託児料金

申込方法

申込用紙に必要事項を明記の上
郵送にて受付、FAXは不可とします
平成30年 **8月20日(月)** 必着

対象者

※以下1・2・3すべてに該当する方

1. 佐賀県内在住のひとり親
※ひとり親とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条で定義されている者のうち、母子家庭の母、および父子家庭の父とします。

【母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条の定義】

- 離婚した女子であって現に婚姻をしていないもの
- 配偶者の生死が明らかでない女子
- 配偶者から遺棄されている女子
- 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子
- 上記に準ずる女子を含む

2. 集合訓練に参加できる方
3. 事業の趣旨をよく理解し、集合訓練やOJT（実際に在宅就業に従事する訓練）に意欲を持って取り組める方



事業内容

【集合訓練】

基礎知識の習得

Office コースは Word・Excel、Web コースはホームページ作成・画像編集などを習得していただきます。また、両コースともにパソコン・インターネット基礎、ビジネスマナーなど、在宅就業に必要なスキルの習得や、社会人として仕事に対する責任と自覚を持つことを目的とした訓練を実施します。

【在宅訓練】

OJT の実施

集合訓練を修了し、在宅訓練を希望される方は具体的な仕事を通じて技術や技能を身につけるために、実際にお客様から受注した在宅就業等に従事します。個人の技術や技能に応じて配分された業務を行い、その成果として報酬が支払われます。

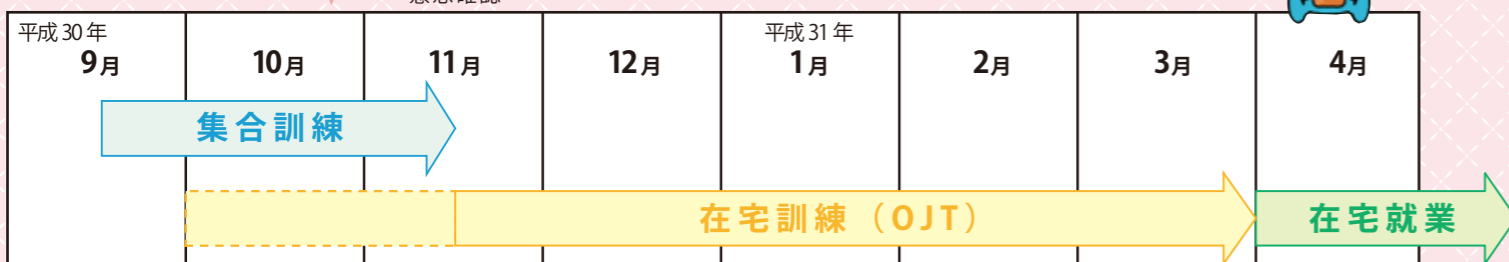
【在宅就業】

センターへのワーカー登録

集合訓練、在宅訓練を修了した方はセンターに「ワーカー登録」をしていただくことで、センターから発注される仕事を行うことができます。

※センターではきめ細やかな支援を行いますが、訓練後の仕事の配分や収入を保証するものではありません。

集合訓練終了後
在宅訓練受講の
意思確認



※集合訓練では月一回程度の到達度審査で習熟度を確認します。受講者にはきめ細かな指導・支援を行いますが、出席率と到達度審査において必要な水準に達していない方には、訓練への参加を中止することがあります。

※在宅訓練受講の意思確認 10月下旬、在宅訓練を受講されるか確認します。受講を希望されない方は集合訓練で終了します。

※在宅就業の意思確認 3月末迄に在宅就業を希望するか確認します。

※在宅訓練は集合訓練を修了された方が対象ですが、お客様からの委託業務内容が集合訓練生の技術、技能に適合した場合、希望者は集合訓練を受講しながら在宅訓練を行うことができます。



その他

1. 受講料・テキスト代

受講料 及び 集合訓練で使用するテキストは無料です。

2. 集合訓練期間中の駐車場

訓練会場近くの駐車場を紹介します。(駐車料の一部助成予定あり)

3. 集合訓練期間中の託児サービス

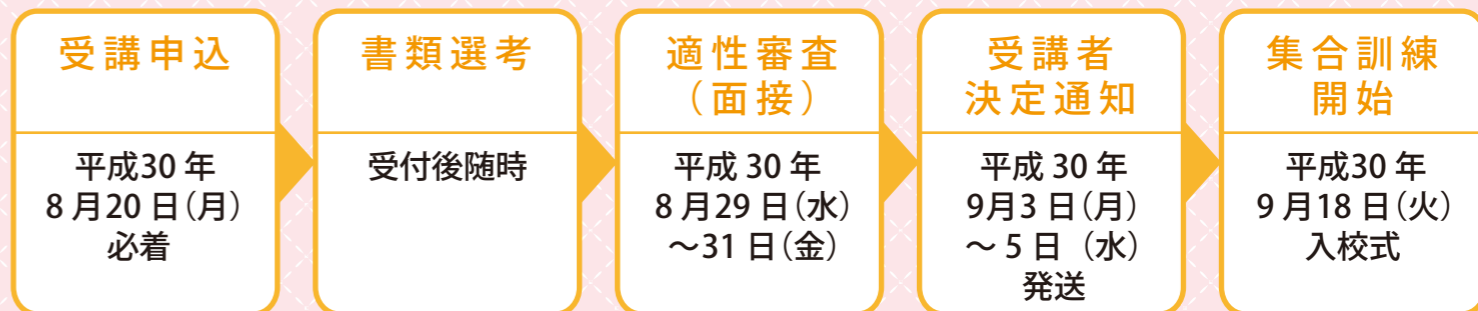
希望者には託児所紹介など行います。(託児料の一部助成予定あり)
※軽食代、おむつ代などは個人負担していただきます。

4. 訓練中の使用機器

集合訓練で使用するパソコンはセンターで準備します。



申込から受講者決定までの流れ



上記日程は現時点での見込みであり、今後変更される場合があります。

1. 受講申込

所定の「受講申込書」に必要事項を記入の上、郵送にてお申込みください。 ※FAX 不可

2. 書類選考

応募者多数の場合、「受講申込書」にて書類選考を行う場合もあります。予めご了承ください。
適性審査対象者にはセンターから審査日時・場所等を電話連絡します。

3. 適性審査 (面接)

職業適性、応募動機、事業目的に対する理解、訓練や在宅就業への意欲などを確認します。
適性審査当日に「対象者確認書類」を提出していただきます。

申し込み後、面接に参加いただく際にご提出ください。「受講申込書」と一緒に送付いただく必要はありません。

対象者確認書類 下記書類の中から1点をご提出ください

- 児童扶養手当証書の写し (更新手続き中の方は、従前の証書の写しで構いません)
- 年金証書 (遺族年金) の写し
- 戸籍謄本
- DVセンター等や警察が発行した証明書 (配偶者からの暴力により母子で避難されている方)
- その他、ひとり親家庭であることを証するもの

※対象者確認書類の準備が間に合わない方はご相談ください。

※提出書類確認の為、お電話等でご連絡させていただく場合があります。

※お預かりした書類は、厳重な管理のもとで保有いたします。ご返却できませんので予めご了承ください。

4. 受講者決定通知

受講決定の可否を郵送にて通知します。

5. 集合訓練開始

入校式および訓練の受講に向けての心構えなどについて、オリエンテーションを行います。

